

□議員名：山田 伸幸

1 須恵公園東側にカーブミラー設置を

論点	須恵健康公園のテニスコート横を通る道路から、市道に出る三差路交差点は見通せない危険な交差点であるとの住民からの声が上がリ、交差点に立って調査すると多くの住民から危険性の指摘があり、カーブミラー設置を求める声が多く、これらの声をまとめて市に要望したが却下された。市の見解はどうか。
回答	現地を実際に確認した。三差路の停止線からは北側が見通せないが、少し車を進めると40メートル以上見通せるのでカーブミラーは必要ないと判断した。

論点	この道路はゆるいS字状の道路で、停止線では北側が見通せないので、横断歩道を越えるところまで進まないで見通せない。(写真×印)しかし、ここまですると車線の中央部になり南からの車の通行車線で危険である。北側からの車は速度が速く、南側の確認している間に車速の高い北側からの車が接近し、危険であることからカーブミラーが必要であるし、車速についても制限が分からない。
回答	この道路は時速40キロメートル制限であるが、当初は路面に表示したが今は消えている。

2 叶松地域要望について

論点	10年前に、叶松地域の要望として市道のバス通りが狭いことから側溝に溝蓋を掛けるように要望したが、いまだに何の進捗もない。どうなっているのか。
回答	市全体から要望が上がっており順番に対策を実施している。

論点	しかし、その後10年間も何も回答もないし、全く対策も行われていない。何も工事もしないし、返事もしないとはどういうことか。
回答	何も返事もしないというのはいかながなものかと考える。

3 国保の均等割（子供の負担分）は減免を

論点	国保では、保険料の算定の際に所得に応じて保険料が変わる所得割と、世帯ごとにかかる平等割、一人一人にかかる均等割がある。これは、たとえ収入のない子供にも保険料の負担を強いているもので、減免して子育て世代への支援と矛盾していないか。
回答	均等割は子供を含めた被保険者数に比例し計算されるため、所得に応じた軽減措置があるものの、保険料の増加が家計への負担となっている。しかし国民健康保険制度が相互扶助により支えられている仕組みであることから、18歳以下の被保険者に対して均等割を算定している現状が直接子育て支援と矛盾しているとは考えていない。

論点	答弁で相互扶助と言ったが、国保法のどこに書かれているのか。法律には社会保障と書かれているがそのような運用上の言葉はない。法律に基づいて答弁すべきだ。そもそも国保世帯では、所得200万円以下が80パーセントを越え、特に子育て世代は高くない所得で高い保険料を負担している。そこに着目して子育て支援策として、均等割の子供部分の負担軽減を提案しているが実施の考えはないか。
回答	子育て世帯への支援というのは、どの時期においても大変重要な施策の一つ。これは一つ一つの施策の議論もあるかもしれないが、全体的にどう支援が機能しているかというところ大切だと思っている。

論点	子育て世代に着目して、子供の保険料を軽減することは駄目なのか。
回答	現在、未就学児については国の支援策で5割の軽減を行っているがそれを18歳まで範囲を広げることは法令に違反する。

論点	国が言っているのは一律の減免は駄目だと言っている。しかし、例えば18歳以下で多子世帯に対する2人目からとか3人目から保険料を軽減する自治体に取り組んでいるのだ。そういったことは知っていたか。
回答	国は一律に子供の被保険者に係る均等割を減免することは適切ではないという見解を示している。これは先ほど議員が説明したとおり。ただし、この減免をする場合に必要な金額が不足する。不足分については補填をしなければいけない。補填する方法としては、保険料で補填したり、基金で補填した

	り、一般会計から繰入れすることになる。
--	---------------------

論点	所得200万円は親子4人世帯では負担する保険料が年間32万8,000円、月額3万2,800円にもなる。月の収入が17万円くらいで、そこから他に国民年金などを引くと生活費が10万円を切ってしまうことになる。これは生活保護基準を下回るのではないのか。
回答	生活保護基準については答弁を差し控える。